

# 死刑廃止をめざして 2017.9 第1号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会  
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

### ●主な内容●

- ・死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の発足について…………… 9
- ・死刑廃止に向けた問題点の整理…………… 10
- ・金田法務大臣による死刑執行…………… 10

# 死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の発足について

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部長 中本 和洋(大阪)

## 1 福井宣言と本部設置

2016年10月の第59回人権擁護大会において、日弁連は「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(福井宣言)を採択しました。

ここに至るまで次の宣言・決議がありました。

2002年11月の「死刑制度問題に関する提言」、2004年10月の「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」、さらに2011年10月の「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」(高松宣言)です。

福井宣言に基づき、2017年3月理事会は「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」の設置を承認しました。

## 2 高松宣言以降の取組

私は、2011年度日弁連副会長として高松宣言に関与しました。当時、理事会では反対も多く、宣言案が承認されるかどうか、微妙でした。結局、修正を踏まえて承認され、人権擁護大会での採択に至りました。

高松宣言は「死刑のない社会が望ましい」としながら、死刑廃止には代替刑の検討等課題が残され

ているとして「死刑廃止についての全社会的議論を直ちに開始することを呼びかける」というものでした。

高松宣言以来、日弁連は全弁護士会から委員の参加を得て、100人規模の「死刑廃止検討委員会」を設置し、活動を行いました。法務大臣への死刑執行停止要請、議員・法務省幹部・英国大使等EU関係者・マスコミ・宗教界との意見交換、海外調査、世論調査に対する日弁連意見書の公表、死刑廃止を考えるシンポジウムの開催、市民向けパンフレット発行等々です。

各弁護士会・各弁護士会連合会では、死刑制度を検討する委員会等が30も設置されました。シンポジウムの開催をはじめ、死刑執行に抗議する会長声明などが多数出される結果となりました。

しかし、今日も死刑執行は続いています。2014年に実施された政府の世論調査では「死刑もやむを得ない」という回答が80.3%でした。そのうち「状況が変われば廃止」が40.5%、「終身刑導入なら廃止」も全回答者の37.7%です。これは、死刑についての情報が十分に与えられ、死刑の代替刑も加味すれば、死刑廃止が必ずしも少数とは限らない可能性を示しています。

## 3 死刑にどう向き合うか

私は、日弁連会長立候補に際し、死刑について次のように考えました。

第1に、死刑はかけがえのない生命を奪う非人道的で残虐な刑であること。

第2に、裁判は人が判断する以上誤判の危険を含んでおり、冤罪によって死刑が執行されてしまうと取り返しがつかないこと。

第3に、国家は国民に人を殺すなどしながら、国家が人を殺す死刑は矛盾していること。

第4に、人は変わり得るといふ観点から見ると、死刑は更生し社会復帰する可能性を完全に奪うことになること。

第5に、死刑に代わる代替刑を検討することができること。

以上の理由から、死刑を廃止すべきと考え、私は取組を行う決意を固めました。死刑廃止について社会的議論を起すには、日弁連自らが死刑廃止を宣言しない限り前には進まない、と考えたのです。

## 4 福井宣言案の成立過程

しかし、人権擁護大会の宣言採択に至るまでには多くの問題がありました。まず、死刑廃止の目標時期をいつにするのかという問題です。検討の結果、国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)が東京で開催される2020年を好機

と考えました。コングレスは、数千人の政府関係者と専門家、NGOが集い、世界の刑事司法の向かうべき方向を議論する大規模な国際会議です。法務省もこれに合わせ、刑罰制度改革の議論を始めようとしていました。日弁連は、様々な刑事司法改革を提案してきており、この国際会議に向け、死刑廃止を掲げ、罪を犯した人に効果的な処遇を行っている諸外国に学び、刑罰制度改革を提言すべきでありましょう。

次に、死刑の代替刑という問題がありました。無期懲役刑は10年を経れば仮釈放が許される終身刑です。そこで、死刑廃止の代替刑として、無期刑の仮釈放の開始期間を、20年、25年等まで遅らせる「重無期刑」、言渡時には生涯拘禁される「仮釈放の可能性がない終身刑」を検討することとしました。

このような内容の宣言案を2016年7月理事会に提案し、各弁護士会での意見を求め議論を重ねました。犯罪被害者支援の立場からの反対意見もあり、犯罪被害者・遺族の方の感情に配慮し支援活動に取り組み等、主文・理由を修正し、最終的には同年8月理事会において賛成68、反対10、棄権6という結果を得ました。

人権擁護大会では、賛成546、反対96、棄権144でした。

## 5 人権擁護大会での議論

福井宣言を採択した人権擁護大会においても、犯罪被害者支援の立場から強い反対意見が出されました。①日弁連は、犯罪被害者・遺族に対し何らの支援活動もしなかったばかりか、逆の行動を取ってきた。②会員の思想・良心の自由に対する侵害となる。③家族が目の前で殺されても加害者に死刑を望まないのか。実に厳しい御指摘でした。

しかし、弁護士法第1条第2項は、弁護士はその使命に基づき社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならないと定めています。したがって、死刑制度に関する宣言も当然できるもので、個々の会員は、宣言によって異なる意見表明ができなくなった、その内容の実践を強制されるものではなく、会員の思想・良心を侵害することにはなりません。これまで日弁連が犯罪被害者に対して十分な支援活動をしてこなかったという評価については謙虚に受け止め、改めて犯罪被害者支援に積極的に取り組まなければならないと考えます。また、家族が殺されたとき、確かに加害者に極刑を望むのは自然です。私もそのような感情になると思います。ただ、我々は法律家として、人権擁護を使命とする弁護士として、このような感情を乗り越えていかねばならないのではないかと考えます。日本で最大の人権擁護団体である日弁連が死刑廃止を主張しなければ、誰がこの問題を提起するのでしょうか。

人権擁護大会では、賛成546、反対96、棄権144でした。

## 6 死刑廃止のための課題

当本部の取組には、困難な道程が待ち構えています。

第1に、反対する会員が多い中、会員に対する丁寧な説明と十分な意見交換が必要です。死刑制度の問題点を周知する活動をさらに広げる必要があります。

第2に、犯罪被害者支援です。死刑に値する酷薄な犯罪を極力減らすことで被害に遭われた方の尊厳の犠牲に配慮、被害者遺族の方々に特別の支援を行い、遺族の方が自分の人生を取り戻し、社会の一員として平穏に暮らせるような取組が必要です。

第3に、世論に対する対応と政治家へのアプローチです。2014年の内閣府世論調査からは死刑存置を確信的に答えた人は3分の1です。内閣府世論調査に設問や選択肢を対応させて別の実施した意識調査によると、死刑存置支持者の7割は政府が死刑廃止を決定した場合は受け入れると回答しています。他国での死刑廃止や執行の一時停止は、世論の変化ではなく、政治的指導力によって実現されてきました。「平和で包摂的な社会を促進する」(国連の持続可能な開発目標SDG16)という目標を日本が達成するには、国家が国民の命を奪う権限を廃止する改革が必須であり、政治家のリーダーシップが必要です。

2020年のコングレスを意識して、政治家にリーダーシップを発揮してもらうことを重要と見做しています。福井での人権擁護大会における宣言以来、会内外で死刑問題についての議論が沸き起こってきています。これからが当本部の正念場です。

# 死刑廃止に向けた 問題点の整理

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 事務局次長 小竹 広子(第二東京)

昨年10月7日の人権擁護大会で、2020年までに刑罰制度全体の改革と再犯防止への取組とともに死刑制度の廃止を目指すべきであることとする宣言が採択されました。ただ、同大会では、宣言に反対の立場からの討論も多数行われ、採決は、出席者786名中、賛成546名、反対96名、棄権144名という結果でした。宣言に反対の立場から出された意見は、日弁連が人権擁護大会で宣言することへの反対と、死刑廃止への反対に分けられます。そのうち、死刑制度自体の是非に関するものを要約すると、死刑廃止は被害者の心情を書し被害者支援活動と矛盾する、被害者の人権よりも加害者の人権を大切にるのはおかしい、憲法第31条は死刑の存在を前提としている、死刑を廃止すると犯罪被害者遺族が加害者を殺すかもしれないので社会の秩序を乱す、誰しも死刑は怖いので死刑には抑止力があるはずだ、などの御意見がありました。

あっても当然ですが、その気持ちも満たすのが刑事司法の至上命題というわけではありません。被害者遺族が死刑を望んだとしても、殺人事件の加害者のうち、死刑判決を受ける者はごく少数です。死刑制度の是非は、被害者遺族の心情も踏まえつつ、国が死刑制度を維持するのが適切かどうかという観点で考えるべきです。

せん。中には加害者が生きていること自体が精神的苦痛であるという被害者・遺族がいるかもしれないが、そのことをもって、加害者の生命権を奪う理由とすることはできません。被害者及び被害者遺族の人権は、別途、報道の適正化、加害者に関する情報開示や裁判への参加、医療的・心理的ケアの提供、損害の填補等によって、十分に守られる必要があります。

以上のとおり簡単に整理いたしました。以上のとおり簡単に整理いたしました。以上のとおり簡単に整理いたしました。以上のとおり簡単に整理いたしました。

**Q1. 大切な親族を殺した者を死刑にするのは被害者遺族の願いであり、死刑廃止は被害者遺族の心情を書するのではないのでしょうか。**

人権は全ての人に平等に認められるべきであり、被害者の人権も、加害者の人権も、同じ価値があります。人権同士が衝突する場合には、その調整方法を考える必要があります。しかし、死刑に関しては、加害者の人権と被害者の人権が対立し、被害者の人権を犠牲にしないと加害者の人権が守れないという状況ではありません。

**Q2. 死刑廃止論者は被害者の人権よりも加害者の人権を大切にしているのではないのでしょうか。**

確かに、最高裁昭和23年3月12日判決は憲法第31条を根拠に死刑制度を合憲と判断しました。この判決の中に、「現代多数の文化国家における同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したもの」と解すべきである。」との文言がありました。これは、死刑廃止国が10か国程度しかなく死刑存置国が多かったという時代背景がありました。また、島保、藤田八郎、岩松三郎、河村又介各裁判官は補足意見で、「憲法は、その制定当時における国民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したものとは考えられない。(中略)国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感ぜない時代に達したならば、死刑もまた残虐な刑罰として国民感情により否定されるにちがいない。

**Q3. 憲法第31条は死刑の存在を前提としているのではないのでしょうか。**

確かに、最高裁昭和23年3月12日判決は憲法第31条を根拠に死刑制度を合憲と判断しました。この判決の中に、「現代多数の文化国家における同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したもの」と解すべきである。」との文言がありました。これは、死刑廃止国が10か国程度しかなく死刑存置国が多かったという時代背景がありました。また、島保、藤田八郎、岩松三郎、河村又介各裁判官は補足意見で、「憲法は、その制定当時における国民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したものとは考えられない。(中略)国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感ぜない時代に達したならば、死刑もまた残虐な刑罰として国民感情により否定されるにちがいない。

**Q4. 死刑を廃止すると犯罪被害者遺族がやむにやまらず加害者を殺すかもしれないので社会秩序を乱すのではないのでしょうか。**

自分の家族を殺されるという悲惨な被害に遭われた方が、加害者を殺したいと思うことは当然かもしれない。しかし、殺したいと思ふことと実際に殺すことの間には大きな乖離があります。多くの人は、仮に他人を殺したいと思っても、自己の倫理観や犯罪を犯したくないという気持ちから思いとどまり行動に移さないのであって、それは被害者遺族の場合も同じでしょう。したがって、死刑を廃止することが社会秩序を乱すとは考えられません。

**Q5. 死刑には犯罪に対する抑止力があるので、死刑を維持するべきではないのでしょうか。**

まず、他の刑罰に比べて死刑に犯罪抑止力があるという事は、証明されていません。国連からの委託により行われている「死刑と殺人発生率の関係」に関する最新の調査(2002年)では「死刑が終身刑よりも大きな抑止力を持つことを科学的に裏付ける研究はない。そのような裏付けが近々得られる可能性はない。抑止力仮説を積極的に支持する証拠は見つかっていない」との結論が出されています。

殺人を行う者の中に「死刑になりたい」という動機を語る人がしばしば見られることを考えても、死刑制度によって殺人事件を防止することはできません。犯罪の抑止のために、犯罪原因の研究と予防対策を総合的・科学的に行っていくべきです。

殺人を行う者の中に「死刑になりたい」という動機を語る人がしばしば見られることを考えても、死刑制度によって殺人事件を防止することはできません。犯罪の抑止のために、犯罪原因の研究と予防対策を総合的・科学的に行っていくべきです。

当本部は、死刑廃止を実現するために発足したわけですが、このように会員の意見が分かれている現状を謙虚に受け止め、会員の皆様に對しても外部に對しても、反対意見に丁寧な答えながら、なぜ死刑を廃止すべきなのかを説明し理解を得ていく必要があると考えています。そこで本稿では、Q&Aの形で死刑廃止に反対する御意見に答えつつ、これまでの議論の到達点を整理してみたいと思います。

せん。中には加害者が生きていること自体が精神的苦痛であるという被害者・遺族がいるかもしれないが、そのことをもって、加害者の生命権を奪う理由とすることはできません。被害者及び被害者遺族の人権は、別途、報道の適正化、加害者に関する情報開示や裁判への参加、医療的・心理的ケアの提供、損害の填補等によって、十分に守られる必要があります。

せん。中には加害者が生きていること自体が精神的苦痛であるという被害者・遺族がいるかもしれないが、そのことをもって、加害者の生命権を奪う理由とすることはできません。被害者及び被害者遺族の人権は、別途、報道の適正化、加害者に関する情報開示や裁判への参加、医療的・心理的ケアの提供、損害の填補等によって、十分に守られる必要があります。

せん。中には加害者が生きていること自体が精神的苦痛であるという被害者・遺族がいるかもしれないが、そのことをもって、加害者の生命権を奪う理由とすることはできません。被害者及び被害者遺族の人権は、別途、報道の適正化、加害者に関する情報開示や裁判への参加、医療的・心理的ケアの提供、損害の填補等によって、十分に守られる必要があります。

## 金田法務大臣による死刑執行

2017年7月13日、大阪拘置所と広島拘置所において各1名に対して死刑が執行されました。金田法務大臣(当時)による2016年11月の1名に続く2回目の死刑執行であり、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを求める会長声明」を発表し、法務大臣及び内閣総理大臣宛てに提出しました。会長声明は、日弁連のホームページにて御覧いただけます。

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。